

【B－2型、C－2型における支払い完了に関するご案内】

本補助金は、2019年10月1日から開始された消費税軽減税率制度の実施に伴い、請求書管理システム（電子的な受発注システム）の導入に要する経費の一部を補助する制度です。

このため、B－2型、C－2型につきましては、2019年9月30日までに請求書管理システム（電子的な受発注システム）の導入を行い、同日までに販売店等への代金の支払いが完了していない場合には、公募要領で記載された補助金の交付要件を満たさないため、補助金の交付対象となりません。

よって、ご申請されました「軽減税率対策補助金交付申請書」の添付書類において、**「支払いを完了する日」が2019年10月1日以降であることを確認した場合、補助対象外**として、ご案内しております。